

広島市消費生活審議会消費者安全確保部会の運営について

1 目的

本市において、高齢者や障害者等、消費生活上配慮を要する者（以下「高齢者等」という。）の消費者被害の未然防止及び拡大防止を図るため、高齢者等に関わる関係機関の連携を強化し、消費者被害の現状及び課題等について情報の共有を図るとともに、地域における高齢者等の見守り活動を推進する。

2 部会委員

「広島市消費生活審議会消費者安全確保部会委員名簿」のとおり

3 部会の活動・取組内容

(1) 部会での協議内容

消費者被害状況の共有や最近の消費者被害の傾向、消費者被害防止のための取組、消費生活センターに期待すること、消費者被害に遭った市民を発見した時の対応方法、地域見守り実践マニュアルの作成などについて協議する。

(2) 地域の見守り関係団体の活動

- ・地域活動を行う中で、市民の消費生活上の変化に気が付いた場合には声かけをし、消費者被害に巻き込まれていれば、消費生活センターの相談へつなげる。（別紙参照）
- ・消費生活センターからの消費者被害防止に関する情報を市民に提供（口頭での伝達、チラシ配布など）する。
- ・必要に応じて消費生活センターが開催する「高齢者等の消費者被害防止対策講座」等に参加し、地域活動における高齢者等の消費者被害防止の参考とする。

(3) 消費生活センターから地域の見守り関係団体への情報提供

事前に登録したEメールアドレスに下記のような情報（データ）を定期的に提供する。

提供する情報	発行元
「知っ得なっとく」や「広島市消費生活センターだより」などのパンフレット・チラシ	広島市
「くらしのフレッシュ便」などのパンフレット・チラシ	広島県
「見守り新鮮情報」	独立行政法人国民生活センター
消費者事故情報	消費者庁
その他、関係省庁等からの消費者被害防止に関する情報	

4 個人情報の取扱い

消費者安全法第11条の4第3項では見守り等の取組を行う消費者安全確保地域協議会（本市では本部会）の構成員間で必要な個人情報を提供できる旨が規定されているが、本部会では、当面の間、個人情報の提供は行わず、今後の検討事項とする。